亀山市告示第１８２号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から２週間縦覧に供する。

平成２７年１０月２３日

亀山市長　櫻　井　義　之

第１

１　道路の種類　市道

２　路線番号　２１７１０

３　路線名　本町１５号線

４　供用開始の区間

（１）起点　本町一丁目３９７番４地先

（２）終点　本町一丁目３９７番６地先

５　供用開始の期日　平成２７年１０月２３日

第２

１　道路の種類　市道

２　路線番号　２１７１１

３　路線名　本町７号線

４　供用開始の区間

（１）起点　本町一丁目４１４番地先

（２）終点　本町一丁目３９７番４地先

５　供用開始の期日　平成２７年１０月２３日